

普通厚生共済
チョコ
特別共済

まーぱー
まいぷらん⁺_{ぷらま}
特別終身共済
+ 医療共済 

加入年齢 40歳～85歳
80・90歳払込終了

まーぱー
まいぷらん⁺
特別養老共済
+ 医療共済 

加入年齢 18歳～85歳
60・70・80・90歳満期

2020年4月改訂



特別共済



健康に
不安がある方
の共済。



簡単な告知で入れます。



一生涯 一定期間 選べる2つの共済。



持病の再発・悪化も保障。



老後の保障に備える。

これらの共済は、それぞれ次の保障を希望される方におすすめする共済です。

まーぱー
まいぷらん⁺_{ぷらま} + 医療共済 
特別終身共済

死亡のときの遺族保障を重視し、保障額は年々逡増させると同時に一生涯にわたる保障を確保したい。

特別終身共済

病気やケガによる入院・手術の医療保障をつけたい。

医療共済

まーぱー
まいぷらん⁺ + 医療共済 
特別養老共済

死亡のときの遺族保障を重視し、保障額は年々逡増させると同時に一定期間の保障を確保し、貯蓄ニーズを満たしたい。

特別養老共済

病気やケガによる入院・手術の医療保障をつけたい。

医療共済

保障内容がご意向と異なる場合は、組合またはJF共水連までおたずねください。

ご説明内容に分かりにくい点がありましたら組合またはJF共水連までおたずねください。

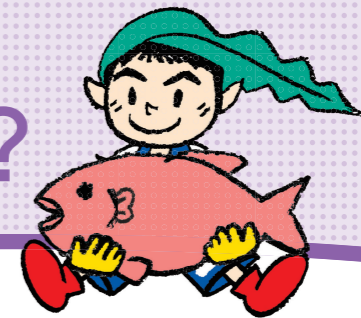
組合名

JF共済 <http://www.kyosuiren.or.jp/>

A109812(2020.03.DN 40.000)

JF共済

備えの必要性について、考えてみませんか？



平均寿命が延びています。

20年前に比べると、男女とも平均寿命が3歳以上も延びています。

心配事

老後の準備はできているだろうか…？

日本人の平均寿命

	平成10年	平成30年
男性	77.16歳	81.25歳
女性	84.01歳	87.32歳

出典：厚生労働省「平成30年簡易生命表」

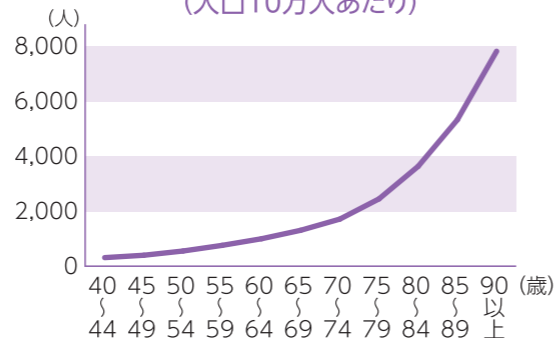
高齢になるほど入院する人が増えます。

年を重ねるほど、ケガや病気で入院する確率は増えるので「今は健康に自信がある」方も注意が必要です。

心配事

他人事ではない入院にしっかり備えたい…。

年齢階級別入院受療率 (人口10万人あたり)



出典：厚生労働省「平成29年患者調査」

ご自身に万一のことがあったら。

自分のお葬式や相続は、いつかは考えなければならないライフイベントです。今のうちからしっかり考えておくことも方法の一つです。



葬儀にかかる費用

通夜からの飲食接待費	30.6万円
寺院への費用 (お経料、戒名、お布施など)	47.3万円
葬儀一式	121.4万円
葬儀費用の合計*	195.7万円

*各項目は有効回答の平均額のため、葬儀費用の合計額とは一致しません。

出典：一般社団法人 日本消費者協会「第11回 葬儀についてのアンケート調査(平成29年)」

葬儀費用の平均は約**200万円**です。

心配事

今、自分にできることはなんだろうか…？

相続税における死亡共済金の非課税枠*

$$500\text{万円} \times \text{法定相続人の数} = \text{非課税限度額}$$

たとえば奥様とお子さまの合計2人が法定相続人の場合500万円×2で、1,000万円が非課税金額となります。

※契約者と被共済者が同一の死亡共済金は、相続税の課税対象となります。また、死亡共済金受取人が相続人の場合に限り、非課税枠の適用があります。上記は、2020年度4月現在の法令に基づきます。

日本人の約2人に1人*がかかる病気、がん。

がん診断後の生存率が上がっています。

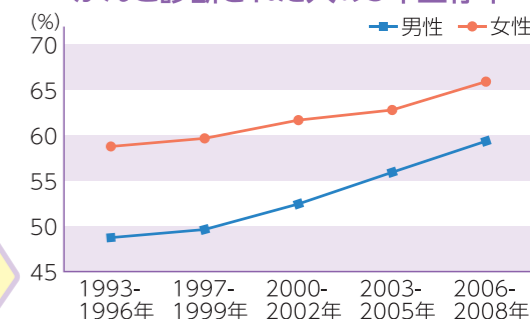
*公益財団法人 がん研究振興財団「がんの統計'17」

医療技術の進歩等により、がんと診断されてからの5年生存率が増えています。治療に専念するために、**入院・手術・放射線治療等の備え**が必要です。

心配事

お金の心配をせずがん治療に専念したい…。

がんと診断された人の5年生存率



国立がん研究センター 地域がん登録による生存率データ(1993~2008)をもとに作成



その**心配事**に、JF共済がお応えします！

健康に不安のある方でも、簡単な告知でご加入OK!

持病のある方や通院中の方でも、4つの質問に該当しなければ、病気の入院・手術を保障するプランにご加入いただけます。

次の告知(質問)が「**いいえ**」の場合であればご加入いただけます。

- | | | | |
|------------------------|--|--|--|
| ① 現在、病気や外傷により安静療養中ですか。 | <input checked="" type="checkbox"/> いいえ | ③ 過去5年以内に、悪性新生物または脳腫瘍で治療・投薬を受けたこと、または医師に診断されたことがありますか。 | <input checked="" type="checkbox"/> いいえ |
| ② 今後、入院または手術の予定がありますか。 | <input checked="" type="checkbox"/> いいえ | ④ 過去2年以内に、病気により入院し、または手術を受けたことがありますか。 | <input checked="" type="checkbox"/> いいえ |

最高85歳まで入れる!選べる2タイプの共済。

幅広い世代をカバーするふたつの共済。85歳までの方なら、ニーズに合わせてお選びいただけます。



特別終身共済
+ 医療共済

一生涯の保障

万一の場合や病気・ケガの保障*が一生涯続きます。

加入年齢 ▶ 40歳~85歳 80・90歳払込終了

*病気の入院・手術を保障しないプランは、上記告知①~③でご加入いただけます。



特別養老共済
+ 医療共済

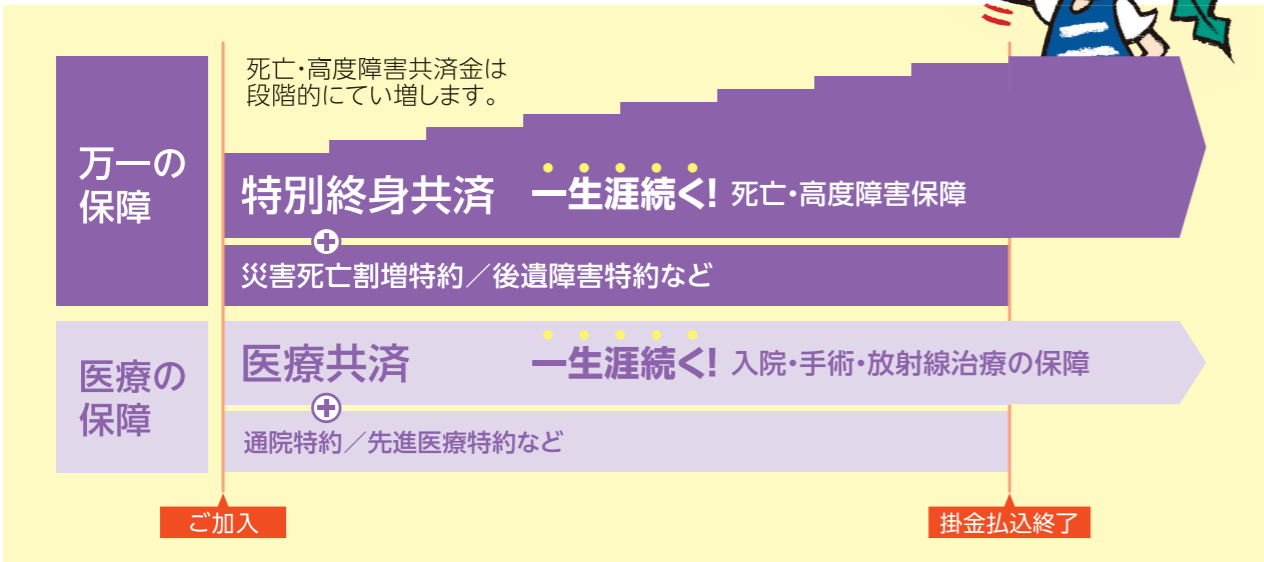
貯蓄と保障

一定期間の万一の場合や病気・ケガを保障*しながら、満期時には満期共済金をお受け取りいただけます。

加入年齢 ▶ 18歳~85歳 60・70・80・90歳満期

*18歳~39歳の方は、病気による入院・手術を保障するプランにはご加入いただけません。
*病気による入院・手術を保障しないプランは、上記告知①~②でご加入いただけます。

まーぱー まいぷらん 医療共済 共済のしくみ



万一の保障

万一の死亡・高度障害を一生涯保障。

病気やケガで万一の場合に死亡共済金・高度障害共済金をお支払いします。所定の高度障害となった後も、**生存を条件に高度障害共済金の10%を5年間お支払い**します。死亡共済金・高度障害共済金は、ご契約からの経過年数に応じて段階的に共済金額と同額まで増えていきます。

40~85歳までの方なら、持病があっても簡単な告知で一生涯の保障が得られます!



災害事故を手厚く保障。 災害死亡割増特約

不慮の事故による万一のとき、死亡共済金・高度障害共済金に**共済金を上乗せ**します。海難事故や交通事故で万一の場合は、さらに給付金を上乗せしてお支払いします。



海難事故で万一のとき

海難特別給付金

災害死亡割増特約共済金額の **30%上乗せ**



交通事故で万一のとき

交通事故割増給付金

災害死亡割増特約共済金額の **30%上乗せ**

ご存じですか?

2018年は1年間で **漁船の海難事故 約540件** **交通事故 約43万件** 発生しています。

〔平成30年海難の現況と対策〕(海上保安庁)、「平成30年中の交通事故の発生状況」(警察庁)をもとに作成

後遺障害を手厚くサポート。 後遺障害特約

大きなケガから小さなケガまで体の隅々にわたる後遺障害を等級別に1~12級まで、**153項目にわたり幅広く保障**します。

医療保障はご要望に応じて、各種特約をお選びいただけます。

医療共済	疾病入院条件付支払特約	通院特約 (疾病通院 不担保特約付加)	先進医療特約
あり 60日 200日	あり	あり	あり
なし	なし	なし	なし

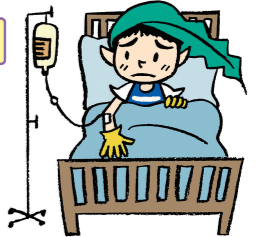
※医療共済は、終身または80歳のいずれかです。
※医療共済の1回の入院支払限度日数は、特約付加により変更することができます。
※先進医療特約は、病気やケガを保障する場合の医療共済に付加できます。
※通院特約・先進医療特約は80歳まで保障されます。

医療の保障

病気やケガでの入院を一生涯保障。 医療共済

入院日額を5,000円に設定した場合、5,000円×入院した日数をお支払いします。しかも、入院が5日未満(日帰りを含む)であっても、5日分の共済金をお支払いします。

※病気の場合、ご契約後1年間は50%のお支払です。



がん治療を応援。入院日数無制限で保障します。 医療共済

がんによる入院の場合は、**日数無制限***で保障します。

※80歳以後は通算入院日数800日まで。

※がん以外の病気による1回の入院は60日まで、ケガによる1回の入院は200日または60日から選べます。

幅広い手術・放射線治療を一生涯保障。 医療共済

公的医療保険制度の対象となる**手術・放射線治療***について、下図のとおりお支払いします。

※病気の場合、ご契約後1年間は50%のお支払です。

※「創傷処理」や「抜歯手術」などの手術を除きます。

手術保障		放射線治療	
公的医療保険制度の対象となる手術		公的医療保険制度の対象となる治療	
入院中の手術	入院日額の 20倍	入院日額の 10倍	
入院中の開頭・開胸術	入院日額の 40倍	総放射線量にかかわらず 60日に1回の支払い	
外来の手術	入院日額の 5倍		

ケガの通院保障。ギプスでも保障。 通院特約

ケガで5日以上通院した場合、**通院日数分**の共済金をお支払いします。

ケガで入院した場合は、**退院後の通院日数分**をお支払いします。

※ケガによる骨折や筋・腱・靭帯損傷での所定のギプスを装着した場合、その固定期間について通院したものとみなします。



通算2,000万円までの先進医療保障。 先進医療特約

全額自己負担(公的医療保険制度の対象外)である先進医療を**通算2,000万円まで**保障。

「先進医療にかかる技術料」に相当する金額*をお支払いします。

※1回あたり300万円が限度です。

※病気の場合、ご契約後1年間は50%のお支払です。

A type

1型 / 200万円

加入年齢 40歳~75歳

80歳払込終了

主な保障	万一のとき	病気	災害	海難・交通事故	入院したとき	ケガ	その他	先進医療
	200万円	400万円	60万円上乗せ	病気	1日 5,000円	1日 5,000円	通院	1日 2,500円

死亡・高度障害共済金は段階的に増えます。

ご加入

80歳掛金払込終了

万一の保障

後遺障害

病気	万一のとき	最高	200万円	経過年数に応じ、段階的に共済金額と同額まで増えます。	200万円
	高度障害となったとき	最高	200万円		200万円
災害	万一のとき	最高	400万円		200万円
	高度障害となったとき (高度障害となった翌年以降)	最高	400万円 (20万円 × 最高5回 *1)		200万円
	海難事故で万一のとき*2		60万円上乗せ		
	交通事故で万一のとき		60万円上乗せ		
後遺障害	後遺障害のとき*3	(1級)	200万円 ~ (12級)	4万円	

生涯保障

医療の保障

充実した医療の保障

病気・ケガ	入院したとき	がんは1入院・通算入院日数無制限 日帰りから保障! 5日未満でも5日分お支払い!	病気	1日あたり 5,000円	がん以外1入院60日まで通算 入院日数600日保障*4	がん、ケガによる80歳以降の入院は800日まで保障
	手術したとき*4		病気	入院中の開頭・開胸術 20万円	入院中の手術 10万円	
	放射線治療を受けたとき*4		病気	1回あたり 5万円	60日以内のお支払いは1回まで	
ケガ	通院したとき	ギプス固定期間も保障! *5	ケガ	1日あたり 2,500円	1回の通院を初日から最高90日まで通算通院日数600日まで*6	
	先進医療で治療等を受けたとき*4		先進医療	1回あたり 300万円 ~ 1万円		

生涯保障



払込終了年齢 80歳 保障内容

特別終身共済	200万円
災害死亡割増特約	有 200万円
後遺障害特約	有 200万円
医療共済(入院日額) 200日型	有 5,000円
疾病入院条件付支払特約(入院日額)	有 5,000円
疾病通院不担保特約付加通院特約(通院日額)	有 2,500円
先進医療特約	有

ご加入例 80歳払込終了(年払/月払)

加入年齢	80歳払込終了	
	年払	月払
40	143,947	12,695
45	158,547	13,945
50	177,647	15,665
55	203,367	17,955
60	239,697	21,125
65	297,127	26,165
70	409,487	36,025
75	740,247	64,995

加入年齢	80歳払込終了	
	年払	月払
40	141,367	12,535
45	156,347	13,835
50	175,907	15,535
55	202,047	17,785
60	239,297	21,095
65	298,297	26,275
70	413,027	36,315
75	753,247	66,215

※上記は共済掛金の概要です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

- *1 高度障害となった場合には、翌年以後継続して高度障害の状態が生きていることを条件にお支払いします。
- *2 海難事故には、海、河川、湖沼への転落または、それらにおける遊泳中に発生した事故を含みます。なお、海難事故と交通事故は重複してお支払いしません。
- *3 第1級後遺障害の状態となり、30日を経過し生存しているときは、高度障害共済金とは別にお支払いします。
- *4 病気の場合、ご契約日から1年以内は50%支払。
- *5 頭がい、せき柱、体幹、四肢の骨折、筋、腱の断裂または靭帯の損傷の場合、所定のギプス固定期間を通院保障(手、足関節以上)
- *6 打撲、擦過傷、挫傷、捻挫、挫創、挫滅創または切創の場合は、1回の通院日数は最高45日まで
- 先進医療とは、治療を受けられたときにおいて厚生労働大臣が定める先進医療をいいます。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。
- 先進医療にかかる手術や放射線治療のほか、検査や診断も保障。

B type

1型 / 200万円
加入年齢 40歳～85歳
80・90歳払込終了

主な保障	万一のとき	入院したとき
	病気 200万円 災害 400万円 海難・交通事故 60万円上乗せ	病気 なし ケガ 1日 5,000円

死亡・高度障害共済金は段階的に増します。

ご加入

80・90歳掛金払込終了

万一の保障	病気	万一のとき	最高 200万円	経過年数に応じ、段階的に共済金額と同額まで増します。	200万円
	病気	高度障害となったとき	最高 200万円		200万円
万一の保障	災害	万一のとき	最高 400万円	20万円 × 最高5回 *1	200万円
		高度障害となったとき (高度障害となった翌年以降)	最高 400万円		200万円
	災害	海難事故で万一のとき*2	60万円上乗せ		
	災害	交通事故で万一のとき	60万円上乗せ		

生涯保障

医療の保障	ケガ	入院したとき	ケガ 1日あたり 5,000円	1入院200日まで通算入院日数無制限	ケガによる80歳以降の入院は800日まで保障
		手術したとき	ケガ 入院中の開頭・開胸術 20万円 入院中の手術 10万円 外来の手術 2.5万円		
		放射線治療を受けたとき	ケガ 1回あたり 5万円	60日以内のお支払いは1回まで	

生涯保障

払込終了年齢 80・90歳 保障内容

特別終身共済	200万円
災害死亡割増特約	有 200万円
後遺障害特約	無
医療共済(入院日額) 200日型	有 5,000円
疾病入院条件付支払特約(入院日額)	無
疾病通院不担保特約付加通院特約(通院日額)	無
先進医療特約	無

ご加入例 80・90歳払込終了(年払/月払)

加入年齢	80歳払込終了		90歳払込終了	
	年払	月払	年払	月払
40	57,810	5,110	-	-
45	65,010	5,710	-	-
50	74,560	6,580	-	-
55	88,030	7,770	-	-
60	108,160	9,540	77,040	6,820
65	141,640	12,480	90,960	8,000
70	208,650	18,340	111,860	9,830
75	409,360	35,910	146,660	12,920
80	-	-	216,320	19,010
85	-	-	422,830	37,110

加入年齢	80歳払込終了		90歳払込終了	
	年払	月払	年払	月払
40	56,880	5,050	-	-
45	64,160	5,700	-	-
50	73,870	6,550	-	-
55	87,410	7,700	-	-
60	107,860	9,510	76,560	6,760
65	141,910	12,490	90,790	8,020
70	210,040	18,480	112,120	9,910
75	414,460	36,430	147,760	13,010
80	-	-	219,170	19,290
85	-	-	431,150	37,900

*上記は共済掛金の概要です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

*1 高度障害となった場合には、翌年以後継続して高度障害の状態で生存していることを条件にお支払いします。

*2 海難事故には、海、河川、湖沼への転落または、それらにおける遊泳中に発生した事故を含みます。なお、海難事故と交通事故は重複してお支払いしません。



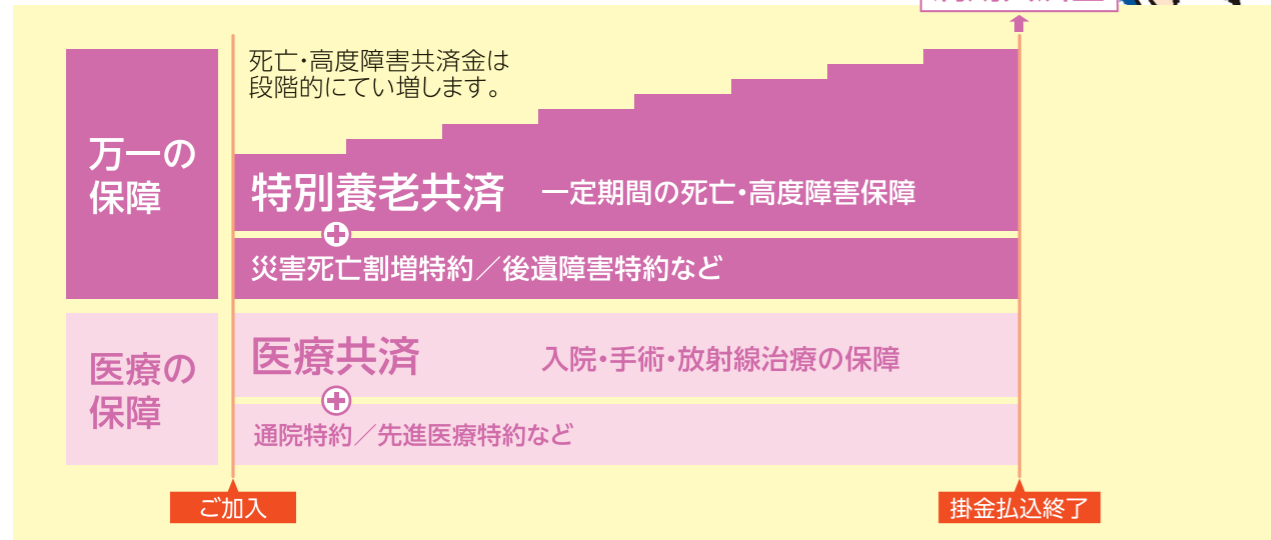
A, B type はプランの一例です。詳しくは組合までお問い合わせください。

まーぱー まいぷらん

+ 医療共済  共済のしくみ



満期共済金



医療保障はご要望に応じて、各種特約をお選びいただけます。

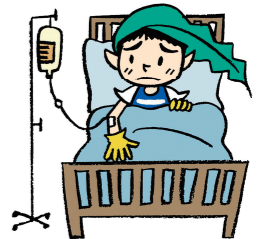
医療共済	疾病入院条件付 支払特約	通院特約 (疾病通院 不担保特約付加)	先進医療特約
あり 60日 200日	あり	あり	あり
なし	なし	なし	なし

※医療共済の1回の入院支払限度日数は、特約の付加により変更することができます。
※先進医療特約は、病気やケガを保障する場合の医療共済に付加できません。

医療の保障

病気やケガでの入院をしっかり保障。

入院日額を5,000円に設定した場合、5,000円×入院した日数をお支払いします。しかも、入院が5日未満(日帰りを含む)であっても、5日分の共済金をお支払いします。
※病気の場合、ご契約後1年間は50%のお支払です。



がん治療を応援。入院日数無制限で保障します。

がんによる入院の場合は、**日数無制限**※で保障します。
※80歳以後は通算入院日数800日まで。
※がん以外の病気による1回の入院は60日まで、ケガによる1回の入院は200日または60日から選べます。

幅広い手術・放射線治療を保障。

公的医療保険制度の対象となる**手術・放射線治療**※について、下図のとおりお支払いします。
※病気の場合、ご契約後1年間は50%のお支払です。
※「創傷処理」や「抜歯手術」などの手術を除きます。

手術保障		放射線治療	
公的医療保険制度の対象となる手術		公的医療保険制度の対象となる治療	
入院中の手術	入院日額の 20倍	入院中の開頭・開胸術	入院日額の 40倍
外来の手術	入院日額の 5倍	総放射線量にかかわらず	60日に1回の支払い

ケガの通院保障。ギプスでも保障。

ケガで5日以上通院した場合、**通院日数分**の共済金をお支払いします。ケガで入院した場合は、**退院後の通院日数分**をお支払いします。
※ケガによる骨折や筋・腱・靭帯損傷での所定のギプスを装着した場合、その固定期間について通院したものとみなします。



通算2,000万円までの先進医療保障。

全額自己負担(公的医療保険制度の対象外)である先進医療を**通算2,000万円**まで保障。「先進医療にかかる技術料」に相当する金額※をお支払いします。
※1回あたり300万円が限度です。
※病気の場合、ご契約後1年間は50%のお支払です。

万一の保障

万一の死亡・高度障害を保障。満期時には満期共済金をお支払い。

病気やケガで万一の場合に死亡共済金・高度障害共済金をお支払いします。所定の高度障害となった後も、**生存を条件に高度障害共済金の10%を5年間お支払い**します。死亡共済金・高度障害共済金は、ご契約からの経過年数に応じて段階的に共済金額と同額まで増えます。

18~85歳までの方なら、持病があっても簡単な告知で、貯蓄しながら保障が得られます!



災害事故を手厚く保障。

不慮の事故による万一のとき、死亡共済金・高度障害共済金に**共済金を上乗せ**します。海難事故や交通事故で万一の場合は、さらに給付金を上乗せしてお支払いします。



海難事故で万一のとき

海難特別給付金

災害死亡割増特約共済金額の **30%上乗せ**



交通事故で万一のとき

交通事故割増給付金

災害死亡割増特約共済金額の **30%上乗せ**

ご存じですか?

2018年は1年間で **漁船の海難事故 約540件** **交通事故 約43万件** 発生しています。

〔平成30年海難の現況と対策〕(海上保安庁)、「平成30年中の交通事故の発生状況」(警察庁)をもとに作成

後遺障害を手厚くサポート。

大きなケガから小さなケガまで体の隅々にわたる後遺障害を等級別に1~12級まで、**153項目にわたり幅広く保障**します。

A type

1型 / 200万円

加入年齢 40歳~75歳

60・70・80歳満期

※据置割戻金は、今後の経済情勢や決算状況により支払われないことがあります。

主な保障	万一のとき	病気	災害	海難・交通事故	入院したとき	ケガ	その他	先進医療
	200万円	400万円	60万円上乗せ	1日 5,000円	1日 5,000円	1日 2,500円	通算 2,000万円	

死亡・高度障害共済金は段階的に増します。

満期共済金 200万円

+ 据置割戻金

+ 満期時割戻金

60・70・80歳満期

払込終了年齢 60・70・80歳

保障内容

特別養老共済	200万円
災害死亡割増特約	有 200万円
後遺障害特約	有 200万円
医療共済(入院日額) 200日型	有 5,000円
疾病入院条件付支払特約(入院日額)	有 5,000円
疾病通院不担保特約付加通院特約(通院日額)	有 2,500円
先進医療特約	有

ご加入例 60・70・80歳満期(年払/月払)

加入年齢	60歳満期		70歳満期		80歳満期	
	年払	月払	年払	月払	年払	月払
40	168,347	14,895	140,857	12,455	130,217	11,515
45	204,777	18,055	157,807	13,935	141,657	12,555
50	275,937	24,325	182,417	16,115	156,387	13,845
55	483,187	42,475	221,097	19,525	175,527	15,525
60	-	-	293,677	25,845	201,697	17,805
65	-	-	500,557	44,045	241,317	21,285
70	-	-	-	-	316,007	27,805
75	-	-	-	-	527,737	46,405

加入年齢	60歳満期		70歳満期		80歳満期	
	年払	月払	年払	月払	年払	月払
40	162,167	14,325	134,177	11,865	122,017	10,805
45	198,277	17,485	150,757	13,345	132,667	11,745
50	269,087	23,705	174,847	15,425	146,407	12,935
55	475,837	41,855	213,007	18,785	164,257	14,515
60	-	-	284,967	25,105	188,667	16,645
65	-	-	491,347	43,205	225,847	19,905
70	-	-	-	-	296,297	26,095
75	-	-	-	-	500,797	44,025

※上記は共済掛金の概要です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

万一の保障

後遺障害

医療の保障

充実した医療の保障

病気	万一のとき	最高 200万円	経過年数に応じ、段階的に共済金額と同額まで増します。
	高度障害となったとき	最高 200万円	
災害	万一のとき	最高 400万円	
	高度障害となったとき (高度障害となった翌年以降)	最高 400万円 (20万円 × 最高5回 *1)	
	海難事故で 万一のとき*2	60万円上乗せ	
	交通事故で万一のとき	60万円上乗せ	
後遺障害	後遺障害のとき*3	(1級) 200万円 ~ (12級) 4万円	

入院したとき	がんは1入院・通算入院日数無制限	病気	1日あたり 5,000円	がん以外1入院60日	まで通算入院日数600日保障*4
	日帰りから保障! 5日未満でも5日分お支払い!	ケガ	1日あたり 5,000円	1入院200日まで	通算入院日数無制限
手術したとき*4	病気	入院中の開頭・開胸術 20万円	入院中の手術 10万円	外来の手術 2.5万円	
	ケガ	入院中の開頭・開胸術 20万円	入院中の手術 10万円	外来の手術 2.5万円	
放射線治療を受けたとき*4	病気	1回あたり 5万円	60日以内のお支払	いは1回まで	
	ケガ	1回あたり 5万円	60日以内のお支払	いは1回まで	
通院したとき	ギプス固定期間も保障! *5	ケガ	1日あたり 2,500円	1回の通院を初日通算通院日数600	から最高90日まで、日まで*6
				ケガで5日以上通院したとき、あるいはケガで入院後1日以上通院したとき	に初日から保障します。

先進医療	先進医療で治療等を受けたとき*4	1回あたり 300万円 ~ 1万円	◎先進医療にかかる技術料が1万円以上の場合『先進医療にかかる技術料』 ◎先進医療にかかる技術料が1万円未満の場合『1万円』 ◎共済期間中の通算限度額は、2,000万円。
------	------------------	-------------------	--

- *1 高度障害となった場合には、翌年以後継続して高度障害の状態での生存していることを条件にお支払いします。
- *2 海難事故には、海、河川、湖沼への転落または、それらにおける遊泳中に発生した事故を含みます。なお、海難事故と交通事故は重複してお支払いしません。
- *3 第1級後遺障害の状態となり、30日を経過し生存しているときは、高度障害共済金とは別にお支払いします。
- *4 病気の場合、ご契約日から1年以内は50%支払。
- *5 頭がい、せき柱、体幹、四肢の骨折、筋、腱の断裂または靭帯の損傷の場合、所定のギプス固定期間を通院保障(手、足関節以上)
- *6 打撲、擦過傷、挫傷、捻挫、挫創、挫滅創または切創の場合は、1回の通院日数は最高45日まで
- 先進医療とは、治療を受けられたときにおいて厚生労働大臣が定める先進医療を行います。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。
- 先進医療にかかる手術や放射線治療のほか、検査や診断も保障。

B type 1型 / 200万円

加入年齢 18歳~85歳
60・70・80・90歳満期

※据置割戻金は、今後の経済情勢や決算状況により支払われないことがあります。

主な保障	万-のとき	入院したとき
	病気 200万円 災害 400万円 海難・交通事故 60万円上乗せ	病気 なし ケガ 1日 5,000円

死亡・高度障害共済金は段階的にてい増します。

満期共済金 200万円
+ 据置割戻金
+ 満期時割戻金

60・70・80・90歳満期

ご加入

万-の保障	病気	万-のとき	最高 200万円	経過年数に応じ、段階的に共済金額と同額までてい増します。
		高度障害となったとき	最高 200万円	
	災害	万-のとき	最高 400万円	20万円 × 最高5回 *1
		高度障害となったとき (高度障害となった翌年以降)	最高 400万円	
		海難事故で万-のとき*2	60万円上乗せ	
交通事故で万-のとき	60万円上乗せ			
医療の保障	ケガ	入院したとき 日帰りから保障! 5日未満でも5日分お支払い!	ケガ 1日あたり 5,000円	1入院200日まで通算入院日数無制限
		手術したとき	ケガ 入院中の開頭・開胸術 20万円 入院中の手術 10万円 外来の手術 2.5万円	
		放射線治療を受けたとき	ケガ 1回あたり 5万円	60日以内のお支払いは1回まで

払込終了年齢 60・70・80・90歳 保障内容

特別養老共済	200万円
災害死亡割増特約	有 200万円
後遺障害特約	無
医療共済(入院日額) 200日型	有 5,000円
疾病入院条件付支払特約(入院日額)	無
疾病通院不担保特約付加通院特約(通院日額)	無
先進医療特約	無

ご加入例 60・70・80・90歳満期(年払/月払)

男性 (単位:円)

加入年齢	60歳満期		70歳満期		80歳満期		90歳満期	
	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払
18	55,370	4,920	-	-	-	-	-	-
20	57,770	5,120	-	-	-	-	-	-
25	64,970	5,760	-	-	-	-	-	-
30	74,590	6,600	-	-	-	-	-	-
35	88,070	7,780	-	-	-	-	-	-
40	108,310	9,560	74,770	6,620	58,330	5,180	-	-
45	142,090	12,520	88,270	7,800	65,570	5,820	-	-
50	209,650	18,440	108,530	9,580	75,250	6,660	-	-
55	412,450	36,240	142,310	12,540	88,790	7,840	-	-
60	-	-	209,890	18,460	109,110	9,620	76,890	6,760
65	-	-	412,670	36,260	142,930	12,600	90,770	8,010
70	-	-	-	-	210,570	18,520	111,600	9,810
75	-	-	-	-	413,350	36,320	146,200	12,840
80	-	-	-	-	-	-	215,450	18,930
85	-	-	-	-	-	-	420,350	36,930

女性 (単位:円)

加入年齢	60歳満期		70歳満期		80歳満期		90歳満期	
	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払
18	54,540	4,850	-	-	-	-	-	-
20	56,940	5,050	-	-	-	-	-	-
25	64,140	5,690	-	-	-	-	-	-
30	73,760	6,530	-	-	-	-	-	-
35	87,240	7,710	-	-	-	-	-	-
40	107,480	9,490	73,840	6,530	57,180	5,070	-	-
45	141,240	12,450	87,320	7,710	64,380	5,710	-	-
50	208,800	18,370	107,560	9,490	74,020	6,550	-	-
55	411,600	36,170	141,320	12,450	87,520	7,730	-	-
60	-	-	208,880	18,370	107,780	9,510	75,570	6,710
65	-	-	411,660	36,170	141,560	12,470	89,450	7,890
70	-	-	-	-	209,160	18,410	110,260	9,720
75	-	-	-	-	411,960	36,190	144,960	12,750
80	-	-	-	-	-	-	214,450	18,840
85	-	-	-	-	-	-	420,180	36,890

※上記は共済掛金の概要です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

*1 高度障害となった場合には、翌年以後継続して高度障害の状態である生存していることを条件にお支払いします。

*2 海難事故には、海、河川、湖沼への転落または、それらにおける遊泳中に発生した事故を含みます。なお、海難事故と交通事故は重複してお支払いしません。



A,B type はプランの一例です。詳しくは組合までお問い合わせください。

1 共済制度の仕組みおよび引受条件等について

(1) 共済制度の仕組み

- ① 特別終身共済は、被共済者が死亡し、または高度障害の状態になられたときに、共済金をお支払いする共済です。
- ② 特別終身共済は、医療共済を合わせて契約することができます。
- ③ 共済金のお支払いについて

$$\text{特別終身共済の共済金額} \times \frac{\text{経過期間(年数)}}{\text{共済掛金払込期間(年数)}} = \text{※1 死亡共済金・高度障害共済金の算式}$$

●特別終身共済の共済金のお支払い

注) 払込終了年齢が90歳の場合は90歳

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
死亡共済金	被共済者が死亡したこと。	ア. 契約日から80歳 ^{注)} に達する日以後の年の応当日の前日まで上記の算式※1による共済金額	死亡共済金受取人
		イ. 80歳 ^{注)} に達する日以後の年の応当日以後から特別終身共済の共済金額	
高度障害共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた傷害または疾病により、高度障害になったこと。	ア. 契約日から80歳 ^{注)} に達する日以後の年の応当日の前日まで上記の算式※1による共済金額	被共済者
		イ. 80歳 ^{注)} に達する日以後の年の応当日以後から特別終身共済の共済金額	

●医療共済(疾病入院条件付支払特約付加した場合※2)の共済金のお支払い

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
入院共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に入院したこと。	医療共済の共済金額※3 × 入院日数	被共済者
入院初期特別給付金	被共済者が入院共済金の支払われる入院をし、その入院日数が5日未満となったこと。	医療共済の共済金額※3 × (5日-入院日数)	被共済者
手術共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に手術を受けたこと。	ア. 入院中の手術	医療共済の共済金額※3 × 20
		イ. 入院中の開頭術または開胸術	アの共済金額+医療共済の共済金額※3 × 20
		ウ. 外来手術	医療共済の共済金額※3 × 5
放射線治療共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に放射線治療を受けたこと。	医療共済の共済金額※3 × 10	被共済者

※2 ご契約日から1年以内に疾病により入院、手術または放射線治療を受けたときは、疾病入院共済金額の50%支払となります。

※3 医療共済の共済金額は、災害入院共済金額と疾病入院共済金額をそれぞれ設定し保障します。

(2) 共済期間

- ・特別終身共済の共済期間は終身です。(生涯にわたって保障します。)
- ・医療共済の共済期間は終身、80歳のいずれかです。(90歳払込終了は終身医療のみ)

(3) 引受条件

① 加入年齢

共済掛金払込終了	80歳払込終了	90歳払込終了
被共済者の加入年齢	40歳～75歳	60歳～85歳

② 共済金額の最高限度額

共済金の種類	40歳～85歳		契約単位
	告知書扱い		
死亡共済金額(特別終身共済)	1,000万円		10万円
入院共済金額(医療共済)	災害入院共済金額	5,000円	1,000円
	疾病入院共済金額	5,000円	

(4) 特別終身共済および医療共済に付加できる主な特約

特約名	特約概要	最低限度額	最高限度額	契約単位
災害死亡割増特約	不慮の事故による死亡・高度障害を保障する特約	10万円	2,000万円※5	10万円
後遺障害特約※4	不慮の事故による後遺障害を保障する特約	10万円	2,000万円	10万円
短期入院特約	1回の入院支払日数を60日限度とする特約	—	—	—
疾病入院不担保特約	疾病による入院、手術、放射線治療を不支払とする特約	—	—	—
疾病入院条件付支払特約	疾病による入院、手術、放射線治療についてご契約日から1年以内を50%支払とする特約(1回の疾病入院支払日数は60日限度)	—	—	—
通院特約(疾病通院不担保特約付加)※4	不慮の事故による通院を保障する特約	500円	2,500円	500円
先進医療特約※4	先進医療による療養を保障する特約※6	—	—	—

※4 払込終了年齢が90歳の場合、付帯できません。

※5 払込終了年齢が90歳の場合、最高限度額は1,000万円となります。

※6 ご契約日から1年以内に疾病による先進医療の療養を受けたときは、先進医療に係る技術料の50%支払となります。

2 共済掛金について

(1) 共済掛金の算出について

- ① 被共済者の加入年齢・性別、保障内容等により、共済掛金は異なります。
- ② 疾病入院条件付支払特約を付加する場合、健康に不安がある人でもご契約いただけるよう設計されているため、通常のご契約に比べて共済掛金が割増しされています。

(2) 共済掛金の払込期間について

- ・共済掛金は80歳^{注)}までお払込みいただきます。

(3) 共済掛金の払込方法について

- ① 共済掛金の払込方法は、年払、半年払、月払のいずれかをご選択ください。
 - ② 2回目以降の共済掛金は口座振替により払込むことができます。
- ※その他共済掛金のお取扱いについては、組合担当者にご確認ください。

注) 払込終了年齢が90歳の場合は90歳

3 割戻金について

- (1) 割戻金は確定したのではなく、今後の経済情勢、決算結果等により支払われないことがあります。
- (2) 割戻金は、死亡共済金が支払われるとき、または特別終身共済の共済掛金の払込期間が満了するまで据え置いています。

4 解約返戻金について

- (1) やむを得ずご契約を解約された場合であっても、ご契約時の年齢や共済期間などに応じて算出された解約返戻金をお支払いします。
- (2) ご契約後短期間で解約された場合は、解約返戻金がない場合があります。
- (3) 医療共済および付加する特約(災害死亡割増特約、後遺障害特約、長期入院特約、短期入院特約、生活習慣病特約、女性疾病入院特約、通院特約、先進医療特約)には、解約返戻金はありません。

5 共済金をお支払いできない場合について

- ・ご契約関係者の故意または重大な過失、運転資格を持たないで運転している間、または酒気帯び運転している間などによる事故については、共済金をお支払いできません。

参考資料 〈後遺障害等級表より抜粋〉

等級	後遺障害の状態	支払率
第1級	両眼の視力が0.02以下になったもの	100%
第2級	1上肢を手関節以上で失ったもの	80%
第3級	両足の足指の全部を失ったもの	70%
第4級	両眼の視力が0.1以下になったもの	60%
第5級	1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったもの	50%
第6級	せき柱に運動障害を残すもの	40%
第7級	1足の足指の全部の用を全く永久に失ったもの	30%
第8級	1足の母指を失ったもの	20%
第9級	1手の母指および示指以外の1手指を失ったもの	10%
第10級	1足の第2足指以下の1足指を失ったもの	5%
第11級	1耳の耳かくの大部分を欠損したもの	3%
第12級	1手の母指および示指以外の指骨の一部を失ったもの	2%

※ケガにより所定の後遺障害の状態となった場合に共済掛金の払込みは免除されます。

〈通院共済金のお支払い事由〉

- ・被共済者がこの特約の効力発生の日または、復活の日以後の不慮の事故により、その不慮の事故のあった日から30日以内に通院し、通院日数が5日以上となったとき。ただし、その事故のあった日から、180日以内の通院に限ります。
- ・被共済者が不慮の事故により入院(入院共済金が支払われた、または支払われることとなったものに限る。)し、その入院の退院日の翌日から120日以内に通院したとき。

〈先進医療共済金について〉

- ・先進医療共済金は、公的医療保険制度における評価療養のうち、療養を受けられた日において、厚生労働大臣の定める先進医療に該当する場合にお支払いします。
- ・なお、先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。

1 共済制度の仕組みおよび引受条件等について

(1) 共済制度の仕組み

- ① 特別養老共済は、被共済者が満期まで生存されたとき、または共済期間内に死亡し、または高度障害の状態になられたときに共済金をお支払いする共済です。
- ② 特別養老共済は、医療共済を合わせて契約することができます。
- ③ 共済金のお支払いについて

$$\text{※1 死亡共済金・高度障害共済金の算式} = \text{特別養老共済の共済金額} \times \frac{\text{契約日からの経過年数}}{\text{契約日から共済期間の末日までの年数}}$$

●特別養老共済の共済金のお支払い

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
死亡共済金	被共済者が死亡したこと。	上記の算式※1による共済金額	死亡共済金受取人
高度障害共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた傷害または疾病により、高度障害になったこと。	上記の算式※1による共済金額	被共済者
満期共済金	被共済者が共済期間の満了するまで生存していたこと。	特別養老共済の共済金額	満期共済金受取人

●医療共済(疾病入院条件付支払特約付加した場合※2)の共済金のお支払い

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人	
入院共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に入院したこと。	医療共済の共済金額※3 ×入院日数	被共済者	
入院初期特別給付金	被共済者が入院共済金の支払われる入院をし、その入院日数が5日未満となったこと。	医療共済の共済金額※3 ×(5日-入院日数)	被共済者	
手術共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に手術を受けたこと。	ア.入院中の手術	医療共済の共済金額※3×20	被共済者
		イ.入院中の開頭術または開胸術	アの共済金額+医療共済の共済金額※3×20	
		ウ.外来手術	医療共済の共済金額※3×5	
放射線治療共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に放射線治療を受けたこと。	医療共済の共済金額※3×10	被共済者	

※2 ご契約日から1年以内に疾病により入院、手術または放射線治療を受けたときは、疾病入院共済金額の50%支払となります。

※3 医療共済の共済金額は、災害入院共済金額と疾病入院共済金額をそれぞれ設定し保障します。

(2) 共済期間

- ・特別養老共済の共済期間は、60歳満期、70歳満期、80歳満期、90歳満期のいずれかから選択できます。ただし、被共済者の加入年齢により、選択できる共済期間が制限されることがあります。

(3) 引受条件

① 加入年齢

共済期間	60歳満期	70歳満期	80歳満期	90歳満期
被共済者の加入年齢	18歳～55歳	40歳～65歳	40歳～75歳	60歳～85歳

② 共済金額の最高限度額

共済金の種類	18歳～85歳告知書扱い		契約単位
	死亡共済金額(特別養老共済)	1,000万円	
入院共済金額(医療共済)	災害入院共済金額	5,000円	1,000円
	疾病入院共済金額	5,000円	

(4) 特別養老共済および医療共済に付加できる主な特約

特約名	特約概要	最低限度額	最高限度額	契約単位
災害死亡割増特約	不慮の事故による死亡・高度障害を保障する特約	10万円	2,000万円※6	10万円
後遺障害特約※4	不慮の事故による後遺障害を保障する特約	10万円	2,000万円	10万円
短期入院特約	1回の入院支払日数を60日限度とする特約	—	—	—
疾病入院不担保特約	疾病による入院、手術を不支払とする特約	—	—	—
疾病入院条件付支払特約※5	疾病による入院、手術、放射線治療についてご契約日から1年以内を50%支払とする特約(1回の疾病入院支払日数は60日限度)	—	—	—
通院特約(疾病通院不担保特約付加)※4	不慮の事故による通院を保障する特約	500円	2,500円	500円
先進医療特約※4※5	先進医療による療養を保障する特約※7	—	—	—

※4 共済期間が90歳満期の場合、付加できません。

※5 加入年齢が40歳未満の場合、付加できません。

※6 共済期間が90歳満期の場合、最高限度額は1,000万円となります。

※7 ご契約日から1年以内に疾病による先進医療の療養を受けたときは、先進医療に係る技術料の50%支払となります。

2 共済掛金について

(1) 共済掛金の算出について

- ① 被共済者の加入年齢・性別、保障内容、共済期間等により、共済掛金は異なります。
- ② 疾病入院条件付支払特約を付加する場合、健康に不安がある人でもご契約いただけるよう設計されており、通常のご契約に比べて共済掛金が割増しされています。

(2) 共済掛金の払込期間について

- ・共済期間の満了時まで共済掛金をお払込みいただきます。

(3) 共済掛金の払込方法について

- ① 共済掛金の払込方法は、年払、半年払、月払のいずれかからご選択できます。
 - ② 2回目以降の共済掛金は口座振替により払込むことができます。
- *その他共済掛金のお取扱いについては、組合担当者にご確認ください。

3 割戻金について

- (1) 割戻金は確定したのではなく、今後の経済情勢、決算結果等により支払われないことがあります。
- (2) 割戻金は、死亡または満期共済金のお支払時等まで据え置いています。

4 解約返戻金について

- (1) やむを得ずご契約を解約された場合であっても、ご契約時の年齢や共済期間などに応じて算出された解約返戻金をお支払いします。
- (2) ご契約後短期間で解約された場合は、解約返戻金がない場合があります。
- (3) 医療共済および付加する特約(災害死亡割増特約、後遺障害特約、長期入院特約、短期入院特約、生活習慣病特約、女性疾病入院特約、通院特約、先進医療特約)には、解約返戻金はありません。

5 共済金をお支払いできない場合について

- ・ご契約関係者の故意または重大な過失、運転資格を持たないで運転している間、または酒気帯び運転している間などによる事故については、共済金をお支払いできません。

参考資料 〈後遺障害等級表より抜粋〉

等級	後遺障害の状態	支払率
第1級	両眼の視力が0.02以下になったもの	100%
第2級	1上肢を手関節以上で失ったもの	80%
第3級	両足の足指の全部を失ったもの	70%
第4級	両眼の視力が0.1以下になったもの	60%
第5級	1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったもの	50%
第6級	せき柱に運動障害を残すもの	40%
第7級	1足の足指の全部の用を全く永久に失ったもの	30%
第8級	1足の母指を失ったもの	20%
第9級	1手の母指および示指以外の1手指を失ったもの	10%
第10級	1足の第2足指以下の1足指を失ったもの	5%
第11級	1耳の耳かくの大部分を欠損したもの	3%
第12級	1手の母指および示指以外の指骨の一部を失ったもの	2%

※ケガにより所定の後遺障害の状態となった場合に共済掛金の払込みは免除されます。

〈通院共済金のお支払い事由〉

- ・被共済者がこの特約の効力発生の日または、復活の日以後の不慮の事故により、その不慮の事故のあった日から30日以内に通院し、通院日数が5日以上となったとき。ただし、その事故のあった日から、180日以内の通院に限ります。
- ・被共済者が不慮の事故により入院(入院共済金が支払われた、または支払われることとなったものに限る。)、その入院の退院日の翌日から120日以内に通院したとき。

〈先進医療共済金について〉

- ・先進医療共済金は、公的医療保険制度における評価療養のうち、療養を受けられた日において、厚生労働大臣の定める先進医療に該当する場合にお支払いします。
- ・なお、先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。